

附属明細書について（案）

【総論】

■各団体からの意見・前回までの意見（概要）

- ・広く公表することを前提にするならば、附属明細書は全般的に簡素化することが望ましい（公認会計士協会・第3回意見）
- ・私学法では「附属明細書」（第103条第2項等）となっているが、従前は学校法人会計基準第4条第3号から「〇〇明細表」と呼ばれてきた。今後は、学校法人会計基準上も名称を「附属明細書」とし、各種書類の名称を変えることが望ましい（例えば、「固定資産の明細」「借入金の明細」「基本金の明細」）（公認会計士協会）

■案

- ・書類名については、「固定資産明細書」「借入金明細書」「基本金明細書」とする。

【固定資産明細書】

■各団体からの意見・前回までの意見（概要）

- ・現行のままとする（私大連、全専各）
- ・廃止し、現在の減価償却累計額は新たに別表を作成する、又は貸借対照表注記の内訳記載をする（私大協）
- ・増減理由の記載判断基準は3,000万円とされている（※参考資料1脚注）が、現在の物価水準に合わせた見直しが必要（公認会計士協会）
- ・最低限の開示として、たとえば摘要欄の記載基準（資産総額の1/100）を緩和することが考えられる（第3回意見）

■案

- ・固定資産明細書の様式については、現行のままとする。
- ・増減理由の記載判断基準については、3,000万円の閾値を削除し「贈与、災害による廃棄その他特殊な事由」又は「同一科目について総資産の1%」を基準とする。

【借入金明細書】**■各団体からの意見・前回までの意見（概要）**

- ・ 企業会計と同等のひな型にし、利率は平均利率（加重平均）とする（私大連）
- ・ 利率の記載、長短区分をなくし、内数記載の様式とする（私大協）
- ・ 開示に適さない情報も含まれている（特に借入先）と思われるため、様式の変更も含め慎重な検討が必要ではないか（全幼連）
- ・ 金融機関別の期末残高と残存期間および資金使途に絞り、他の記載項目を減らす（全専各）
- ・ 借入先について、どのような種類の金融機関から資金調達を行っているのか、種類別の記載は必要だが、全ての金融機関を開示することは避けるべき。個別に記載する場合でも主要借入先のみで十分である。利率の表記は、個別に記載せず、利率の幅等の記載で十分である（公認会計士協会）
- ・ 個別の借入先の記載は不要（第3回意見）

■案

- ・ 借入先については、金融機関の種類（ex.公的金融機関、市中金融機関、その他）とし、個別の金融機関名を開示しない。
- ・ 記載項目については、期首残高、期末残高、返済期限、摘要（資金使途等）とする。

【基本金明細書】**■各団体からの意見・前回までの意見（概要）**

- ・従前のままでよい（私大連）
- ・個々の組入・取崩事由の記載は削除する。当期組入高の内数として、「当期組入発生高」「過年度未組入高の当期組入高」に分けて記載する。（私大協）
- ・期末残高の記載と取崩額の表示で十分（全専各）
- ・基本金（純資産）の増加要因及び減少要因を示すという目的の範囲内で簡素化すべきだが、少なくとも組入対象資産及び取崩対象資産の科目の開示は必要。（公認会計士協会）
- ・部門別記載方式を廃止（公認会計士協会・第3回意見）
- ・号ごとの個々の明細は不要ではないか（第3回意見）

■案

- ・第1号基本金について増減項目を簡素化する。法人合計での「土地」「建物」「構築物」等の貸借対照表小科目項目とし、その詳細について記載することまでは求めないものとする。
- ・第2号基本金、第3号基本金及び第4号基本金については現行のままとする。

【基本金計画表】**■各団体からの意見・前回までの意見（概要）**

- ・第2号及び第3号基本金の組入りに係る計画表は廃止する（私大協）
- ・一般向けの開示書類としてなじむものではない。第2号基本金について、事業報告書上、将来の設備投資計画に基本金の組入れ方針を併記する。第2号及び第3号基本金の組入りに係る計画集計表について、基本金明細表の脚注事項として扱う（公認会計士協会）
- ・将来の事業計画に関わる書類であり、詳細な開示は競争上問題となりうる（第3回意見）

■案

- ・第2号基本金の組入りに係る計画表及び第3号基本金の組入りに係る計画表については、明細書として作成を要しないこととする。